

山梨県公報

第千八百九十号

平成二十年

九月二十九日

月 曜 日

目次

告示

道路の区域変更(五件)……………

廃川敷地等……………

公告

平成十九年度における人事行政の運営の状況について……………

平成十九年度における人事委員会の業務の状況について……………

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………

開発行為に関する工事の完了について……………

人事委員会

平成二十年度山梨県職員等採用試験の試験職種別採用予定人員の変更について……………

……………

告示

山梨県告示第四百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年十月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 桃園市之瀬線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南アルプス市大字桃園字高尾四九番の四地 先から 南アルプス市大字桃園字高尾三三番の二地 先まで	七・五〇	七・五〇	二〇・五	二二八・五
	一〇・〇〇	一〇・〇〇		
			三六・〇	二二八・五

山梨県告示第四百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年十月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南アルプス市大字曲輪田字境堀一三二番の 四地先から 南アルプス市大字桃園字高尾九三番の三 地 先まで	七・〇〇	七・〇〇	二九・〇	二二一・〇
	七・〇〇	七・〇〇		
			四〇・〇	二二一・〇

山梨県告示第四百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所において、この告示の日から平成二十年十月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二十九日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎増富線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市明野町浅尾新田字踊石一七七八番の 一地从先から 北杜市明野町浅尾字向一四九二番の一地从 先まで	七・〇〇	一〇・七〇	二二・〇	五二二・六
	二二・〇	二二・〇	二二・〇	五二二・六

山梨県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年十月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
上野原市大字鶴島字柿ノタ八四四八一番地 先から 上野原市大字鶴島字柿ノタ八四四八四番の 九地先まで	二二・〇〇	二六・〇〇	三七・八	七〇・〇
	三七・八	二六・〇〇	三七・八	七〇・〇

山梨県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年十月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
上野原市秋山字原居海戸一五三番の一 地先から 上野原市秋山字原居海戸一五〇七番の一 地先まで	七・〇〇	九・〇〇	九・〇〇	五八・九
	九・〇〇	九・〇〇	九・〇〇	五八・九

山梨県告示第四百十七号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡南建設事務所（身延管理課を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年九月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名称 富士川水系 新川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年九月二十九日
- 三 廃川敷地等の位置 西八代郡市川三郷町黒沢字宮田六百九十五番二地先から西八代郡市川三郷町黒沢字宮田七百十三番一地从先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 一万三千六十二・四八平方メートル

公 告

● 平成十九年度における人事行政の運営の状況について

山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）
第二条の規定により任命権者から平成十九年度における人事行政の運営の状況について
報告があつたので、同条例第六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

1 任用

(1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		
		平成19年	平成18年	前年増減数
一 般 行 政 部 門	正式任用	3,276	3,449	-173
	再任用職員(常勤)		2	-2
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)	2	1	+1
	任期付職員(短時間)			
小 計		3,278	3,452	-174
特 別 行 政 部 門	正式任用	10,712	10,686	26
	再任用職員(常勤)	15	15	
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
小 計		10,727	10,701	26
公 営 企 業 会 計 部 門	正式任用	986	1,013	-27
	再任用職員(常勤)			
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
小 計		986	1,013	-27
合 計		14,991	15,166	-175

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況

(平成19年度)

職 種	区 分 採 用	退 職				合 計
		定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職	79	143	30	23	15	211
医療職	99	22	12	55	16	105
技能労務職	0	26	0	0	0	26
教育職	191	134	60	36	55	285
公安職	93	57	8	5	21	91
合 計 (構成比%)	462	382 (53%)	110 (15%)	119 (17%)	107 (15%)	718 (100%)

※ 「その他」には、死亡等が含まれる。

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(平成19年4月1日現在、公安職については平成19年度の状況)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		38	194	335	
医療職		2	6	44	
技能労務職				4	
教育職			48	52	
公安職		2	19	110	

合 計	4 2	2 6 7	5 4 5	
-----	-----	-------	-------	--

- ※ 1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上
- ※ 2 公安職については、部室長相当職を「部次長級」へ、参事官・所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成18年		
一 般 行 政 部 門	議会	23	24	-1	議会事務局業務の体制見直し 出先機関の総務業務の集中化等 総務業務の集中化等 出先機関の総務業務の集中化等 出先機関の総務業務の集中化等 出先機関の総務業務の集中化等 総務業務集中化、ダム・下水道業務減等
	総務企画	660	665	-5	
	税務	116	122	-6	
	民生・衛生	851	861	-10	
	商工・労働	285	288	-3	
	農林水産	783	839	-56	
	土木	622	653	-31	
小 計	3,340	3,452	-112		
特 別 行 政 部 門	教育	8,749	8,796	-47	児童生徒数減、看護短大学生募集停止
	警察	1,916	1,905	11	警察活動強化
	小 計	10,665	10,701	-36	
公 営 企 業 計 部 門	病院	875	901	-26	北病院機能強化に伴う病棟統合等
	企業局	111	112	-1	企業局業務の体制見直し
	小 計	986	1,013	-27	
合 計		14,991	15,166	-175	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要 ※ 平成17年4月1日現在の総定員が対象

- ① 総定員適正化目標
平成22年4月1日までの5年間で、職員数の5.6% (854人) の純減を目標とする。
- ② 総定員適正化手法の概要
抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、積極的な民間委託等の推進、IT化の推進などを通じて極力職員数を抑制するとともに、退職者の補充についても十分検討し計画的な職員数の抑制を図る。

2. 給与

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
平成19年度	H20.3.31 871,481人	千円 430,350,722	千円 1,832,428	千円 134,562,348	% 31.3

※ 公営企業会計決算を合算している。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤怠手当	計 B	
平成20年度	人 13,927	千円 61,058,233	千円 11,114,756	千円 25,641,737	千円 97,814,726	千円 7,023

- ※ 1 職員手当には退職手当を含まない。
- ※ 2 給与費は当初予算に計上された額
- ※ 3 公営企業会計予算を合算

(3) ラスパイレス指数の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	平成19年4月1日		
山梨県	100.0	(参考) 全国県平均	99.6

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。国を100としている。

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 354,988	円 420,257	歳 43.2	円 384,286	円 429,896	歳 42.9	円 355,423	円 469,938	歳 41.8

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

(5) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日額	決定初任給	採用2年経過日額
一般行政職	大学卒	178,800円	187,300円	国公Ⅱ種 172,200円	180,600円
	高校卒	144,500円	151,300円	国公Ⅲ種 140,100円	145,900円
教育職 (小中学校)	大学卒	199,700円	208,500円	-	-
	高校卒	154,900円	164,300円	-	-
教育職 (高等学校)	大学卒	199,700円	208,500円	-	-
	高校卒	154,900円	164,300円	-	-
公安職	大学卒	204,500円	213,600円	200,000円	209,200円
	高校卒	172,000円	181,100円	158,100円	166,600円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	266,368円	328,856円	379,432円
	高校卒	213,633円	263,530円	318,146円
教育職	大学卒	297,350円	357,154円	386,069円
	高校卒	-	279,250円	331,000円
公安職	大学卒	293,400円	343,697円	400,236円
	高校卒	251,220円	300,365円	355,010円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比	1年前の職員数	構成比	5年前の職員数	構成比
11級	(部長)						
10級	(次長)						
9級	部長 (参事)	14	0.4%	20	0.5%	20	0.5%
8級	次長 (課長・主幹)	70	1.9%	56	1.5%	62	1.6%
7級	課長・参事 (課長補佐)	83	2.3%	98	2.6%	98	2.6%
6級	課長・主幹 (主査・副主査)	802	22.3%	838	22.7%	871	22.6%
5級	課長補佐 (副主査・主任)	372	10.3%	354	9.6%	372	9.7%
4級	主査・副主査 (主任)	1,045	29.0%	1,067	28.9%	945	24.6%
3級	主任 (主事・技師)	650	18.1%	683	18.5%	797	20.7%
2級	主事・技師	357	9.9%	364	9.9%	467	12.1%
1級	主事・技師	207	5.8%	214	5.8%	214	5.6%
一般行政職職員数		3,600	100.0%	3,694	100.0%	3,846	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

※3 標準的な職務内容欄の()内の職名は、平成17年度以前に適用されていた給料表による職務内容

(8) 職員手当の状況

(平成19年度)

区分	山梨県			国		
	(平成19年度支給割合)			(平成19年度支給割合)		
期末手当	6月期	1.4月分 (0.75)月分	0.725月分 (0.35)月分	6月期	1.4月分 (0.75)月分	0.725月分 (0.35)月分
	12月期	1.6月分 (0.85)月分	0.75月分 (0.40)月分	12月期	1.6月分 (0.85)月分	0.75月分 (0.40)月分
勤勉手当						

	計 3.0月分 (1.6)月分				計 3.0月分 (0.7)月分			
	職制上の段階、職務の級等による加算措置	自己	都合	奨励・定年	職制上の段階、職務の級等による加算措置	自己	都合	奨励・定年
退職手当	(支給率) 20.0% 勤続22.5% 勤続23.5% 勤続25.5% 勤続27.5% 勤続29.5% 勤続31.5% 勤続33.5% 勤続35.5% 勤続37.5% 勤続39.5% 勤続41.5% 勤続43.5% 勤続45.5% 勤続47.5% 勤続49.5% 勤続51.5% 勤続53.5% 勤続55.5% 勤続57.5% 勤続59.5% 勤続61.5% 勤続63.5% 勤続65.5% 勤続67.5% 勤続69.5% 勤続71.5% 勤続73.5% 勤続75.5% 勤続77.5% 勤続79.5% 勤続81.5% 勤続83.5% 勤続85.5% 勤続87.5% 勤続89.5% 勤続91.5% 勤続93.5% 勤続95.5% 勤続97.5% 勤続99.5%	23.5	33.5	30.55	23.5	33.5	30.55	34.1
	2,655千円	2,655千円	2,655千円	2,655千円	2,655千円	2,655千円	2,655千円	2,655千円

※1 ()内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当 (19年度)	区分	全職種
		職員全体に占める手当支給職員の割合
	支給職員1人あたり平均支給年額	63,893円
	手当の種類 (手当数)	34
	手当の名称	
	税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬害物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 病院業務従事手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当	

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の件費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人あたり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

時間外勤務手当	支給総額	2,219,724千円
	職員1人あたり支給年額	354千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、件費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人あたり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

	内容	国の制度との異同
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 2人目まで月額 6,000円 3人目以降月額 5,000円 16歳から22歳までの子に対しては1人5,000円の加算措置 ※配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の子及び孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	1 国と同じ 2 国と同じ
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額12,000円を超える家賃を負担している職員 ・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円) $\times 1/2 + 11,000$ 円 ・家賃55,000円以上 27,000円 (支給限度額) ※100円未満は切り捨て 2 自宅 月額 4,000円 ※所有に準ずる住宅 職員の扶養親族の所有する住宅等 3 単身赴任における配偶者等の居住する住居手当 1又は2の1/2の額	1 国と同じ 2 月額 2,500円 ※新築・購入から5年間を限度に支給 3 自宅に関しては支給制度無し

通 勤 手 当	1	交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2 km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員 ・1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合職員が負担している運賃等 ・1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等 - 55,000円) × 1/2 ※1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定	1	55,000円超過分の支給無し
	2	自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2 km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員 ・四輪自動車 通勤距離に応じて2 km以上20 km以下は、3,000円～11,800円(20 kmを超える場合は1 km毎に580円を加算) ・四輪自動車以外 通勤距離に応じて2 km以上60 km未満は2,000円～23,600円(60 km以上は24,500円が限度額)	2	四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2 km以上60 km未満2,000円～23,600円(60 km以上は24,500円が限度)
	3	1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額	3	国と同じ
	4	特急等を利用する場合 異動等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給(限度額20,000円) ※特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金	4	国と同じ

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況(平成19年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)	小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)	一般行政職 (給料及び給料の調整額の平均月額)		一般行政職を100とした場合の教員の比率	
		平均年齢	平均月額	高等学校教育職	小・中学校教育職
A 391,215円 42.1歳	B 401,773円 43.3歳	C 354,691円 43.2歳		111.3	110.2

- ※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの
- ※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等
給 料	1,260,000円 970,000円 820,000円 800,000円
報 酬	920,000円 830,000円 780,000円
期	(平成19年度支給割合) 6月期 2.125月分

末手当	公営企業管理者 教 育 長	12月期 計	2. 3 2 5 月分 4. 4 5 0 月分
	議 副 議 長 副 議 長 員	(平成19年度支給割合) 6月期 12月期 計	1. 6 0 月分 1. 7 5 月分 3. 3 5 月分
退職手当	知 事 副 知 事 公営企業管理者 教 育 長	(算定方式)	(在職期間)
		給料月額(円) × 在職月数 × 65 / 100 (同一職通算)	
		× × 45 / 100 (同一職通算)	
		× × 35 / 100 (同一職通算)	
		× × 30 / 100 (同一職通算)	

※ 平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間においては、次のとおり知事等の給与カットを行っている。
知事：10% 副知事、公営企業管理者、教育長、常勤監査委員：7%

3 勤務時間

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※ 平成19年1月1日～平成19年12月31日の平均使用日数
知事部局：8. 7日 教育委員会（県立学校教員含む）：10. 5日
警察部局：4. 9日 企業局：13. 5日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成19年度)

	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数		部分休業 取得者数	平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった 職員 (育児休業 対象者数)			
		うち育 児休 業 取 得 者 数	うち部 分休 業 取 得 者 数		うち育 児休 業 取 得 者 数	うち両 休 業 取 得 者 数	うち部 分休 業 取 得 者 数	
男性職員	3 2				216	2		
女性職員	201 218	5 1	11 1		176	176		
合 計	204 220	5 1	11 1		392	178		

※1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「うち両休業取得者」欄の上段は、平成19年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は、育児休業（部分休業）の期間が平成18年度から19年度にかけて引き続いている者の数

※2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「うち両休業取得者数」欄の上段の平成19年度に新たに育児休業を取得した者の数には「平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業（部分休業）した職員」と「平成18年度中に育児休業が取得可能となったが、平成19年度に新規に育児休業（部分休業）をした職員」の両方が含まれるので、「平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち育児休業取得者数」、「平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち部分休業取得者数」及び「平成18年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち両休業取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (平成19年度)

	介護休暇 取得者数	休 暇 の 取 得 形 式			
		合 計	全日型中心	時間型中心	その他
男子職員	2	2	2		
女子職員	12	12	12		
合 計	14	14	14		

4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数 (平成19年4月1日～平成20年3月31日) (単位：人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
	1	90		91	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 平成19年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者と

みなしている。

(2) 処分事由別限処分件数 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			90		90	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)		1			1	
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)						
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合計		1	90		91	
法第28条第4項により失職した者						

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上
 ※2 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数 (19年4月1日～20年3月31日) (単位：人)

戒告	減給	停職	免職	合計
3	3	3	5	14

(4) 処分事由別懲戒処分件数 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	1	2	2	4	9
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	2				2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)		1	1	1	3
合計	3	3	3	5	14

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上
 ※2 法とは地方公務員法をいう。

5 服務

(1) 服務規律の遵守に関する取組 (平成19年度)

任命権者	取組内容	職員への周知方法
知事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

(2) 兼業の許可件数 (平成19年度)

任命権者	件数
知事	12
教育長	4
警察本部長	0
公営企業管理者	1

合 計	17
-----	----

6 研修

(1) 研修実績

(平成19年度)

区 分		内 容	修了者等
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う（通信教育講座、自主研究等）	140
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—
職場外研修	部局研修	職種別研修	—
		テーマ別研修	
	研修所研修	階層別研修	230
		年齢別研修	154
		能力開発研修	803
		チャレンジ研修	100
		特別研修	603
派遣研修		異なった組織風土や業務内容を体験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	24

7 勤務成績の評定の概要

知事部局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第40条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について勤務成績の評定を行っている。

警察部局： 地方公務員法第40条及び山梨県警察職員の勤務評定の実施に関する訓令に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

企業局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画 (平成19年度)

① 職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催（知事部局、教育委員会及び企業局）	衛生管理医（内科・精神科医師）による、定例の健康相談を開設
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置（知事部局及び警察部局）	カウンセラーとして、臨床心理士・医師・弁護士を委嘱し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

(2) 職員の厚生福利の実施状況 (平成19年度)

① 職員の健康診断の実施状況

項目	概要	検診項目	受診者数
定期・成人病等各種検診	肺結核や生活習慣病を早期発見するために、人間ドックを除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：2,265人 教育委員会：2,047人 警察部局：1,215人 企業局：71人
人間ドック	生活習慣病予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,638人 教育委員会：1,325人 警察部局：663人 企業局：45人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラズマ等	知事部局：439人 教育委員会：74人 警察部局：309人
深夜業務従事者健康診断	交替制勤務等により、深夜業務（午後10時～午前5時の業務）に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：230人 警察部局：480人 企業局：15人

② 職員のレクリエーションの実施状況

項目	内容	実施場所	期 日	参加者等
職員スポーツ大会 (知)	硬式テニス、卓球、ソフトボール、ソフトバレーボール、バドミントン、駅伝、ボウリング大会の開催	小瀬スポーツ公園他	平成19年6月7日～平成20年2月13日	参加者数 1,531人
職員ファミリーレクリエーションフェスティバル (知)	軽スポーツ、ゲーム、ステージショーなどのレクリエーションの実施	小瀬スポーツ公園	平成19年10月13日	参加者数 約3,200人
職員文化展 (知)	絵画、書道、写真、工芸、文芸作品の展示、囲碁・将棋大会等の実施	県立美術館他	平成20年2月23日～2月29日	来場者数 537人 出品点数 333点
元気回復事業 (教)	各種スポーツ大会、芸術・文化活動、ガーデニング教室、囲碁大会等の実施	県民文化ホール他	平成19年4月7日～平成20年3月31日	参加者数 7,321人
警察職員ファミリーレクリエーション祭 (警)	職員と家族を対象としたステージショー、音楽隊演奏、ゲーム、似顔絵大会等のレクリエーションの実施	アイメッセ山梨	平成19年10月27日	参加者数 約1,300人
警察職員・家族文化展 (警)	絵画、書道、工芸、写真等の展示	岡島百貨店7階催事場	平成20年1月16日～1月22日	来場者数 約1,300人 出品点数 54点

※表中、(知)とは知事部局等を、(教)とは教育委員会部局を、(警)とは警察部局をいう。

平成十九年度における人事委員会の業務の状況について

山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第二号）
第四条の規定により、人事委員会から次のとおり平成十九年度における人事委員会の業
務の状況について報告があつた。

平成二十年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山 梨 県 人 事 委 員 会 業 務 報 告

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
警察官(第1回)	5月13日	6月2、3日	7月3、4日	7月27日
上 級	6月24日	[1回目] 7月14～16日 [2回目] 8月7～9日		8月31日
初級・学校職員 ・資格免許	9月23日	[1回目] 10月14日 [2回目] 10月27日		11月9日
民間企業経験者	9月16日	[1回目] 11月4日 [2回目] 11月18日		11月30日
職業訓練職職員	9月23日	[1回目] 10月14日 [2回目] 10月27日		11月9日
警察官(第2回)	9月16日	9月29、30日	11月5、6日	11月30日
身障者選考	9月16日	10月3日		10月12日

イ 競争試験の実施状況

種 類	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官 (第1回)	52	335	285	85.1	217	45	6.3
上級	58	723	633	87.6	184	59	10.7
初級	2	22	21	95.5	10	2	10.5
学校職員	5	30	22	73.3	14	6	3.7
資格免許	9	42	38	90.5	26	9	4.2
民間企業経験者	3	71	57	80.3	9	2	28.5
職業訓練職職員	2	13	11	84.6	8	0	
警察官 (第2回)	56	461	381	82.6	242	33	11.5
身障者選考	1	6	5	83.3	2	0	
合 計	188	1,703	1,453	85.3	712	156	9.3

(2) 採用選考の実施状況

職	部局	知事	教育委員会	警察	その他	計
部長及びその相当職		2				2
課長及びその相当職		3	10	3		16
課長補佐及びその相当職		2	11	5		18
係長及びその相当職		6	11	4		21
上記以外		87	5	4		96
合計		100	37	16		153

(3) 昇任選考の実施状況

職	部局	知事	教育委員会	警察	その他	計
部長及びその相当職		38	1		4	43
課長及びその相当職		95	28	25	3	151
課長補佐及びその相当職		287	41	43	11	382
係長及びその相当職		209	29	46	8	292
上記以外		97	13	17	2	129
合計		726	112	131	28	997

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 公民給与較差に基づく給与改定

① 公民給与の較差

- ・ 減額措置後の額 (8,201 円、 2.14%)
- ・ 減額措置前の額 (3,841 円、 0.99%)

② 改定の内容

〈月例給〉

- ア 給料表 初任給を中心に若年層に限定した改定 (中高年層は据置き)
- イ 扶養手当 子等に係る支給月額を 5 0 0 円引上げ (6,000 円→ 6,500 円)
- ウ 地域手当 公民較差を考慮して引上げ
- エ 管理職手当 定額化した額を国に準じた額に改定

〈特別給 (期末・勤勉手当)〉

- ・ 民間の支給割合との均衡や国家公務員の支給月数を考慮して引上げ
- ・ 年間支給月数 4.45 月分→ 4.5 月分

(2) 給与構造の改革のための改定

① 改定の内容

- ・ 地域手当 平成22年3月31日までの間の暫定的な支給割合のうち、平成20年度の支給割合を人事院勧告を基準として本県の支給状況を考慮し措置

(3) 公務運営の改善について

- ① 人事評価制度の整備
- ② 次世代育成支援対策の推進
- ③ 時間外勤務の縮減
- ④ 勤務時間の検討
- ⑤ 心の健康づくり対策の推進

⑥ 服務規律の確保

(4) 勧告

① 勧告日

平成19年10月17日

実施時期 (公民給与較差に基づく給与改定に係るもの)

平成19年 4月 1日

ただし、月例給のうち管理職手当の改定に係る部分については

平成20年 1月 1日、

特別給のうち平成19年度の改定に係る部分については

平成19年12月 1日

特別給のうち平成20年度以降の改定に係る部分については

平成20年 4月 1日

(給与構造の改革のための改定に係るもの)

平成20年 4月 1日

② 公民較差

民間給与	職員給与 (比較給与)		本 較 差 (A - B)	比 率 (C / B × 100)
		平均年齢		
A 円 391,814	B 円 387,973	43.0 歳	C 円 3,841	% 0.99
遡及決定分			D 円 -	D / B × 100 -%
公民較差 (C + D)			E 円 3,841	E / B × 100 0.99 %

積残事業所比率 (-) % 積残事業所の平均給与改定率 (-) %

③ 給与改定

改定後の平均給与月額	平均改定額	
		平均改定率
F 円 391,632	G (F - B) 円 3,659	G / B × 100 0.94 %

④ 特記事項 (給与改定の考え方)

- 平成18年1月1日から施行された「山梨県職員等の給与の特例に関する条例」による給与カット措置は地方公務員法で定める給与決定とは異なる基準によるものであることから、これによる影響額を除いた較差を解消
- 給与カット措置による職員の適正な給与水準が確保されていない状況を、財政上の理由があるにしても、できるだけ早期に解消するためにあらゆる努力を行うことを希望

⑤ 平均給与年額

	平均年間給与額(勧告後)	平均年間給与額(勧告前)	増加(減少)額	増加(減少)率
減額措置後 (実支給額)	H 6,493,000 円	I 6,426,000 円	J (H - I) 67,000 円	J / I × 100 1.04 %
減額措置 前の額	H 6,547,000 円	I 6,479,000 円	J (H - I) 68,000 円	J / I × 100 1.05 %

※行政職平均 (新卒採用者を除く) を推計

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数						翌年度 への 繰越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰越	新規 要求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全 部 容 認	一 部 容 認	全 部 否 認		
給与											
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境											
厚生福利											
転任											
任用											
その他											
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
平成 年措第 号			平成 年 月 日	
対象事案なし				

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数						翌年度 への 繰越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰越	新規 要求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全 部 容 認	一 部 容 認	全 部 否 認		
分 限 処 分	降給										0
	降任										0
	休職										0
	分限免職	1		1					1	1	0
懲 戒 処 分	戒告										0
	減給										0
	停職										0
	懲戒免職										0
転 任										0	
その他										0	
計	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
平成17年不第3号	県教育委員会	分限免職	平成19年4月10日	棄却

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により笛吹市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年十月二十九日まで縦覧に供する。

平成二十年九月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称 石和サテイ
 - 2 所在地 笛吹市石和町松本字塚越二百二十二番一外
- 二 届出の内容及び公告日
 - 1 内容 変更
 - 2 公告日 平成二十年五月一日
- 三 意見の概要
 - 1 消防関係法令の遵守
 - 2 交通安全面等の内容の地元住民への周知徹底
 - 3 搬入車両の出入口使用の制限
 - 4 荷さばき時の「光害」への配慮
 - 5 周辺住民からの苦情への対応

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十年九月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中央市布施字古寺家二七四二の二、二七四二の五、二七四二の六、二七四二の七、二七四二の八、二七四二の九、二七四二の一〇、二七四二の一、二七四二の二、二七四二の三、二七四二の四、二七四二の五及び二七四二の一六の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

「三」置き場

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市飯田二丁目四番一号 株式会社エスティケイ 代表取締役 輿水修

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十年九月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中央市山之神字一本柳二〇八の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中央市山之神八百十二番地 竹野晶弘・涼子

人事委員会

● 平成二十年度山梨県職員等採用試験の試験職種別採用予定人員の変更について
 平成二十年度山梨県職員等採用試験の試験職種別採用予定人員を次のとおりとする。

平成二十年九月二十九日

山梨県人事委員会
 委員長 渡邊 貢

平成20年度山梨県職員等採用試験の日程及び試験職種別採用予定人員

試験の区分	試験職種	採用予定人員	試験案内・申込書配布開始日	受付期間【インターネット受付締切日】	第1次試験日	最終合格発表日
職員採用上級試験	行政	32名程度	5月12日(月)	5月14日(水) ～5月30日(金) 【5月23日(金)】	6月29日(日)	8月29日(金)
	社会福祉Ⅰ	2名程度				
	社会福祉Ⅱ	11名程度				
	獣医師	2名程度				
	薬剤師	5名程度				
	栄養士	1名程度				
	警察事務	5名程度				
	化学	3名程度				
	農業	7名程度				
	林業	6名程度				
	総合土木	8名程度				
	建築	2名程度				
	電気	2名程度				
	保健師	1名程度				
	研究(林業)	2名程度				
研究(化学)	1名程度					
研究(金属)	1名程度					
職員採用初級試験	行政	1名程度	7月11日(金)	8月11日(月) ～8月29日(金) 【8月22日(金)】	9月28日(日)	11月14日(金)
	警察事務	2名程度				
資格免許職員採用試験	臨床検査技師	3名程度				
	理学療法士	2名程度				
小中学校事務職員採用試験	学校事務	6名程度				
身体障害者対象職員選考試験	行政	1名程度		8月1日(金) ～8月29日(金) 【8月22日(金)】	9月21日(日)	10月17日(金)

(※)試験職種及び採用予定人員は変更する場合がありますので、各試験案内で確認すること。

(※)試験職種により受験資格が異なるので、詳細は各試験案内で確認すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番